

群馬県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 群馬県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、群馬県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 県内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- (3) 連絡協議会関係機関相互の情報交換に関すること。
- (4) その他、いじめ問題に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 連絡協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 連絡協議会の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事及び幹事は別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 4 幹事会は代表幹事の指示する事項について、検討及び協議を行う。
- 5 代表幹事は、必要に応じて審議事項に係る幹事を招集することができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、教育委員会義務教育課及び高校教育課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月29日から施行する。

別表 1

委員	関係団体	県市町村教育委員会連絡協議会長 県小学校長会長 県中学校長会長 県特別支援学校長会長 県高等学校長協会長 県私立小・中・高等学校協会長 群馬大学教育学部附属学校代表校長 県PTA連合会長 県高等学校PTA連合会長 県特別支援学校PTA協議会長 県子ども会育成連合会長 県青少年育成推進会議会長 県スポーツ少年団本部長 県人権擁護委員連合会長
	総務部	学事法制課長
	生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課長
	健康福祉部	障害政策課長
	こども未来部	子育て・青少年課長 児童福祉課長
	教育委員会事務局	教育次長 教育次長（指導担当） 総務課長 学校人事課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 生涯学習課長 健康体育課長 総合教育センター所長
	県警本部	生活安全部少年課長
	関係機関	前橋地方法務局長 中央児童相談所長 西部児童相談所長 東部児童相談所長

別表 2

代表幹事	義務教育課長	
幹事	総務部	学事法制課 私学振興係長
	生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課 人権同和係長
	健康福祉部	障害政策課 精神保健係長
	こども未来部	子育て・青少年課 青少年育成係長 児童福祉課 家庭福祉係長
	教育委員会	総務課 行政係長 学校人事課 管理係長 義務教育課 生徒指導係長 高校教育課 生徒指導係長 特別支援教育課 企画係長 生涯学習課 企画情報係長 健康体育課 学校体育係長 総合教育センター 子ども教育相談係長
	県警本部生活安全部	少年課 運用係長